



5月 CALENDAR

トピックカレンダー

海遊館のジンベエのぼり

海遊館の春の風物詩。爽やかな青空を悠々と泳ぐジンベイザメや海の仲間たちに、ぜひ会いに行ってみてください。

- おおさか・みなと・おもちゃ病院(おもちゃの修理)**
日時 5月2日(土) 13時~15時
場所 港区子ども・子育てプラザ
- 港区おもちゃ図書館ひまわり(おもちゃの貸出)**
日時 5月16日(土) 14時~15時30分
場所 港区社会福祉協議会 3階
問合せ 港区社会福祉協議会(弁天2-15-1) ☎ 6575-1212

月	火	水	木	金	土	日
● 花と緑の相談 日時 5月13日(水) 14時~15時30分 問合せ 建設局 八幡屋公園事務所 場所 区役所1階 区民ギャラリー ☎ 6571-0552 FAX 6572-1663				1	2 おもちゃ病院 P2	3 憲法記念日
4 みどりの日	5 こどもの日	6 振替休日	7 行政相談 P4	8 移動図書館 まちかど号 巡回日 P4	9	10
11	12 法律相談 P4 移動図書館 まちかど号 巡回日 P4	13 花と緑の相談 P2	14	15	16 おもちゃ図書館 P2	17
18	19 法律相談 P4	20 花と緑の相談車 ひふみ号 講習会 P4	21	22	23	24 日曜法律相談 P4
25 酒害教室 P3	26 法律相談 P4	27	28 精神科医による相談 P3	29	30	31

各種イベント、催しは悪天候などにより、中止・変更となる場合があります。

お知らせ

令和8年度 課税(所得)証明書の発行開始について

令和8年度(令和7年分所得)の課税(所得)証明書は6月1日(月)から発行できます。なお、会社等にお勤めで市民税・府民税の全額が給与から差し引き(特別徴収)される方は窓口では5月20日(水)から、コンビニ交付サービスでは6月1日(月)から発行できます。

ご注意

- 会社等からの給与支払報告書の提出や所得税または市民税・府民税の申告がない場合などは発行できないことがあります。
- 3月17日(火)以降に申告された場合は発行時期が遅れることがあります。



問合せ 弁天町市税事務所 管理担当
☎ 4395-2948 FAX 4395-2905
※受付:月~木曜9時~17時30分、金曜9時~19時

軽自動車税の納期限のお知らせ

軽自動車税の納期限は6月1日(月)です。身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者等の方で免除の申請をされる場合は、納期限までに市税事務所で手続きを行ってください。



問合せ 弁天町市税事務所 市民税等グループ(軽自動車税担当)
☎ 4395-2954 FAX 4395-2810
※受付:月~木曜9時~17時30分、金曜9時~19時

水害から街を守る 水防団員募集中!

集中豪雨や津波など水災害から生命と財産を守る「水防団」の活動に参加して下さる方を募集しています。あなたの地域の水防活動に、その力を発揮してみませんか?

- 訓練** 年2~3回程度
- 報酬** 班員:年間報酬4,200円・出勤6,500円/回(上限)・訓練6,500円/回
- 入団資格** 区内に在住・在勤・在学の18歳以上の方



Q. 水防団とは?

水防法に基づき自治体などが設置する地域住民の防災組織です。普段は自営業や会社員といった民間の人たちが、非常時には水防団員として出動します。

問合せ 淀川左岸水防事務組合 ☎ 072-841-2310

令和8年度 市民税・府民税・森林環境税の特別徴収税額決定通知書について



5月中旬から事業主(会社等)を通じて、給与所得者(従業員等)の方に送付します。なお、3月17日(火)以降に所得税または市民税・府民税の申告をされた方は通知書に申告内容が反映されていない場合がありますが、この場合は7月以降に変更通知書を送付します。

給与所得者の市民税・府民税・森林環境税は、事業主(特別徴収義務者)が、毎年6月から翌年5月までの毎月の給与から差し引き(特別徴収)のうえ、大阪市へ納めることが義務付けられています。なお、新たに会社等にお勤めになられた方も、事業主を通じて届出することにより、年度途中でも特別徴収へ切り替えることができます。

問合せ 弁天町市税事務所 市民税等グループ(個人市民税担当)
☎ 4395-2953 FAX 4395-2810
※受付:月~木曜9時~17時30分、金曜9時~19時

後期高齢者医療制度の保険料率改定について



後期高齢者医療制度の保険料率が改定され、令和8年度より従来の医療分に加えて、子ども・子育て支援納付金分が保険料に加わります。

令和8年度の保険料率は、医療分の被保険者均等割額が64,931円、所得割率が11.51%、賦課限度額が85万円となり、子ども・子育て支援納付金分の被保険者均等割額が1,373円、所得割率が0.24%、賦課限度額が2.1万円となります。

また、世帯の所得が一定基準以下の場合に適用される医療分の均等割額の軽減措置のうち7割軽減について、令和8年度は7.2割軽減となります。なお、決定した保険料額は、7月にお知らせします。

問合せ 窓口サービス課(保険年金・保険)
☎ 6576-9956 FAX 6576-9991
※受付:月~木曜・第4日曜9時~17時30分、金曜9時~19時

4~7月はカラスに注意!



4~7月頃の子育て中のカラスは、人がヒナに近づくと大声で鳴く、枝等を強くつつく等の威嚇行動をとり、それでも人が近づくと攻撃を行います。上記の行動を見かけた際には速やかにその場を離れましょう。なお、野生鳥獣やその卵の捕獲は原則禁止されていますが、やむを得ず捕獲をしなければならない場合には、動物管理センター分室(☎ 6978-7710)に捕獲許可の申請についてご相談ください。

問合せ 保健福祉課(保健衛生) 3階34番
☎ 6576-9973 FAX 6572-9514

広告 掲載広告は大阪市が推奨等するものではありません